

平成20年8月吉日

各 位

高野山 清浄心院住職問題を考える会

請 願 書

皆様におかれましては、暦の上では平成20年の秋を迎えられ、益々ご活躍の事と拝察申し上げます。

本日、「清浄心院住職問題を考える会」からの急な請願書送付の無礼をお許し頂きたく存じます。

さて以前、平成19年3月に社会運動として「清浄心院住職問題を考える会」を発足しましたお知らせをお送り致しましたが、その後今もって住職問題は解決に至らず、清浄心院先々代住職栄岳氏・先代住職俊岳氏の弟子であり栄岳氏未亡人芳子氏の養子である山岸隆信氏（旧姓佐々野隆信）の清浄心院住職晋山も実現しておりません。

金剛三昧院住職久利氏は、自らが清浄心院の兼務住職であり代表役員であるとして、2006年3月6日和歌山地方裁判所に

1. 被告山岸芳子は、原告に対し、白雲閣（清浄心院敷地内にある芳子氏が居間に使用している建物の名称を誤認したまま訴訟した。）の建物より退去して、これを明けわたせ。
2. 被告山岸芳子は、原告に対し、原告にかかる会計帳簿及び金員を引き渡せ。
3. 被告山岸隆信は、原告に対し、白雲閣の建物より退去して、これを明け渡せ。
4. 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との、訴訟を起こしたのに続き（ただし、芳子氏に対する上記1.の訴えは後日取り下げられました。）本年、2008年7月9日に、重ねて新たに、山岸隆信氏に対し、

1. 被告山岸隆信は、原告に対し、居宅（上記の久利氏曰く、の白雲閣をさす）、本堂、位牌堂、庫裡、居間、会下、上蔵、前蔵、下蔵、茶室の建物より退去して、これを明け渡せ。

2. 山岸隆信は原告の承諾なく、居宅（上記の久利氏曰く、の白雲閣をさす。）、本堂、位牌堂、庫裡、居間、会下、上蔵、前蔵、下蔵、茶室の建物に立ち入ってはならない。

3. 訴訟費用は山岸隆信の負担とする。

と、訴訟を起こしました。

先々代住職栄岳氏未亡人芳子氏は責任役員と共に、2004年4月頃、前住職俊岳氏（ご子息）が亡くなって1年も過ぎたので、久利氏に隆信氏の住職就任を願われたのですが、「まだ早い」との理由で断られたあげく、毎日、芳子未亡人（82歳）は隆信氏と共に寺の為に勤務しているにもかかわらず、上記の訴訟を起こされるに至っています。寺の総ての建物に立ち入り禁止となれば、養母芳子氏と養子隆信氏は建物内で話す事もできません。こうなると、住職問題の領域を超えた事態と捉えざるにはいられません。

久利氏は、隆信氏が2004年夏に芳子未亡人の養子になって以来、清浄心院へ月に1度、ご本尊二十日大師の縁日にのみ1時間ほどお参りにくる程度ですが、隆信氏は、朝は寺の門を5時に開け、本堂等に霊供膳を運び、ロウソク線香を供え、冬は6時半から、夏は6時から朝の勤行をし、法話、お堂の案内など、宿泊客の接待に始まり、お客さまの多い時はお膳運び、客室掃除や布団の上げ下げを行い、お客さまのお見送りの挨拶までしています。その後は総本山金剛峯寺へ8時半から夕方5時まで勤務し、日中お寺で回向（ご供養）が入ればその仕事もこなし、夕方5時過ぎに寺にもどれば、お客様の接待、ご供養の証文書き等々、寺内の従業員の統括や指示、全ての采配や、時には苦情処理など、役僧と住職のなすべき業務を全てこなしている毎日です。先々代・先代住職の月命日の墓参り、年忌法要も隆信氏が行っています。そして、信者の方々の法事、葬式、墓前法要、開眼供養等々も行っているので清浄心院にお参りに来られる方は、自然に隆信氏を住職として扱っておられます。又、清浄心院の防火責任者としての働きもしておりその責任者として、防災業者との細かな打ち合わせも行っています。更に、お寺にとって年間の大切な行事、例えば夏のお盆、年末年始、星供（星祭り）等々幾つもの住職の大事な仕事ではありますが、毎年総て隆信氏が行なっています。しかし、清浄心院において今だ身分の保障のない隆信氏本人は、仮に金剛峯寺を退職し、清浄心院の仕事に専念したとし

でも全く収入が無い状況となります。このような状況の中、師僧への恩義にむくいる一心で、芳子未亡人にお仕えする日々を送り、又、住職としての仕事を総てそつなく執り行い、寺の運営も順調であるにも関わらず、この度、久利氏より寺の総ての建物への立ち入りを禁止される訴訟をおこされました。これは隆信氏の僧侶としての宗教的活動を禁止されたも同然であります。

芳子未亡人と養子隆信氏の益々なる窮状を「清浄心院住職問題を考える会」並に一般信徒のみならず、僧侶の皆さまにもご理解賜り、高野山金剛三昧院住職久利康彰氏との問題を早期解決して頂けるように、高野山真言宗・総本山金剛峯寺に対し、皆さま方の御声（ご意見）をお届けいただければと切に懇願いたし請願書を送付させて頂きました。

ご多用中誠に恐縮ではございますが、ご一読の上各位のお力添えをお願い申し上げます。

「高野山 清浄心院住職問題を考える会」

代表 仲村 実

連絡先：〒530-0044 Tel:06-6881-0781 Fax:06-6881-0782

管理職ユニオン・関西内「清浄心院住職問題を考える会」

参考資料：

平成 清浄心院住職問題物語

清浄心院：<http://www.shohjohshinin.jp/> ご参照下さい。